

障害福祉サービス事業所 御中  
(通所系事業所)

江東区障害福祉部障害者施策課長  
江東区障害福祉部障害者支援課長

### 緊急事態宣言の解除に伴う障害福祉サービス等事業所の対応について

日頃より、江東区の障害福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、東京都内における緊急事態宣言は、5月25日をもって解除されましたが、標記の件について、江東区内の各事業所においては、下記の対応をお願いいたします。

なお、令和2年5月8日付、2江障第296号でお示しいたしました、各施設において行事等の延期・中止を検討いただく期間については、令和2年5月31日までといたします。各施設においては適切に対応いただくとともに、6月1日以降の行事等の実施についても、感染リスクを十分に考慮の上、新型コロナウイルス感染防止策の実施に加え、行事等の内容によっては引き続き延期・中止を含めた検討をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。また、参考に江東区における緩和措置ステップに応じた会議、イベント、施設の運営の基準を添付いたしますので、ご参照ください。

#### 記

#### 1 5月31日までの対応について

各事業所における新型コロナウイルス感染防止策の整備や職員の確保などの受入体制を踏まえ、引き続き可能な場合には通所を控えていただくなどの感染拡大防止のための対応を行ったうえで、サービスの提供を縮小しながら支援が必要な利用者に対する支援を行う。

#### 2 6月1日以降の対応について

本区としては、各事業所において、新型コロナウイルス感染防止策の整備や職員の確保などの受入体制を整えつつ、利用者や家族と調整のうえ、段階的な受入拡大を行うことを想定している。

しかし、今後、国や東京都から異なる対応を求める通知が発出された場合、変更することがあるので留意すること。

### 3 人員基準等の臨時的な取扱いについて

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（以下、「国通知」という。）が事務連絡として第6報まで発出されているが、臨時的な取扱いの期間の終期については示されていないため、引き続きこれまでに発出された国通知に基づいた対応を行うとともに、今後発出される国通知にも留意すること。

また、現在、臨時的取扱いの一つとして、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、区として報酬の対象として認めているが、報酬の対象として認める支援は、令和2年5月8日付、2江障第296号で示した内容を満たすものとする。